

語学研修プログラム参加条件●お申込み前にお読みください。

このパンフレットでご紹介する研修へのお申込みは以下の条件でお受けします。

●語学研修プログラムの範囲●

- 語学研修プログラムはここに記載する申込み条件に基づき、株式会社国際交流センター（観光庁長官登録旅行業第1148号、以下「当社」といいます）が申込者の希望する受入機関への入学申込手続きの代行、出発にあたっての情報提供などを行うものであり、課程修了・資格取得などを保証するものではありません。受入機関での研修内容は各教育機関が独自に企画・運営・提供するもので、当社が自ら研修に関するサービスの提供を行うものではありません。
- この研修は参加者の要望をお伺いし、それに沿ったサービスの手配を引き受ける「手配旅行」です。あらかじめ旅行内容等が決められている「募集型企画旅行」ではありません。
- このプログラムで当社が提供するサービスは以下の通りです。

■入学申込み手続き代行：入学願書の取寄せ、入学願書の作成、入学希望校への書類の送付および研修費用の送金、入学許可証（またはそれに代わるもの）の取り寄せを行います。

■宿泊手続きの代行：研修期間に合わせたホームステイ・学生宿舎・ゲストハウス・ホテル等の申込み手続きを行います。ただし受入学校が宿泊施設を持たない場合、または宿泊施設紹介を行わない場合は、原則として宿泊手続きは行いません。

滞在先の決定は、できるだけ出発前に余裕をもってお知らせするように受入校に依頼しますが、お申込の時期によって、また受入校の事情により、直前になる場合もあります。

■渡航手続きの案内：旅券・査証等の申請方法を案内します。旅券・査証等の取得はご本人で行っていただきます。

■交通機関等の旅行手配：受入校到着までの日本からの航空便、送迎等の交通機関の手配を希望に応じ、別途契約として申し受けます。

●お申込み条件●

- 留学を渡航の目的とし、当プログラム申込条件をよく理解し、受入国の法令および規則を遵守できる心身共に健全な人。
- 20才未満の方は保護者の同意が必要です。
- 高齢の方、慢性疾患をお持ちの方、妊産婦の方、現在健康を損なうか、身体の不自由な方で特別な配慮を必要とする方はその旨を事前にお申し出ください。可能かつ合理的範囲内でこれに応じます。尚、この場合医師の診断書を提出していただくことがあります。状況に応じて介護者や同伴者の同行を条件とさせていただきます。または場合によってはお断りする場合があります。
- 当社は下記の事由によりお申込みをお断りする場合があります。

- 申込者が未成年で、親権者の同意がない場合。
- 希望する受入機関への申込み期限あるいは留学時期までに留学手続きが完了できる見通しがない場合。
- 申込者が受入国の法令、公序良俗に反する行為をする恐れがある、または受入校の実施に支障をきたす恐れがあると当社が判断した時。
- お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- 希望校から入学が許可されなかった場合。
- その他、当社の業務上の都合があるとき。

●お申込み●

お申込みの際には申込書の提出と、申込金（手続き料金）をお支払い頂きます。お申込みの成立は当社がお申込書と申込金を受領した時点とします。

●研修費用のお支払い●

入学の許可がおりた時点で、現地留学費用、および航空券代金等の旅行手続き諸費用の合計の請求書を発行します。指定された期日までにお支払いください。当社は出発日の90日前までは、申込者に授業料等（制度上期日が定められているビザの発行等に係る場合を除く）のお支払いを請求していません。

●申込みコースの変更●

参加者の都合でお申込後に同じ主催学校の他コースに変更される場合、またはコース開始日を変更する場合は下記の変更料を申し受けます。その際、変更前のコースに関わる取消の実費が学校から請求される場合は、別途加算されます。

変更日	変更料
お申込み後から8日以内（但し申込みが渡航日の出発日の前日からさかのぼって30日前（ピーク時は40日前）以降の場合は除く）	無料
ご出発または受入日の前日より起算してさかのぼって31日前まで	10,800円＋実費
ご出発または受入日の前日より起算してさかのぼって30日前以降15日前まで	21,600円＋実費
ご出発または受入日の前日より起算してさかのぼって14日以前以降前日まで	32,400円＋実費
受入日の14日前以降	原則として取消しと同じ取り扱い

※「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。

●旅行契約の解除●

1.旅行開始前

A)お客様による取消

- お客様は、契約を締結した日より起算して8日目までは、取消手数料金を支払うことなく、旅行契約を解除することができます。但しお申込みのご出発日の30日前（旅行開始日が4/27-5/6、7/20-8/31、12/20-1/7にあっては40日前）以降の場合、取消料をいただきます。
- お客様は次の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。契約解除のお申し出は、当社の営業時間内に、書面にてお受けいたします。当社が書面を受け取った時点で正式のお取消として取り扱います。

取消日	取消料
申込み後から8日以内（但し申込みが渡航日または受入日の前日からさかのぼって30日前（ピーク時は40日前）以降の場合は除く）	無料
お申込み9日目以降、出発日または受入日31日前まで	手続き料金（申込金） ＋取消料実費
出発日または受入日30日前以降、出発日または受入日15日前まで	手続き料金（申込金） ＋旅行費用の20%
出発日または受入日14日前以降、出発日または受入日7日前まで	手続き料金（申込金） ＋旅行費用の50%
出発日または受入日6日前以降、出発日または受入日1日前まで	手続き料金（申込金） ＋旅行費用の75%
出発日または受入日当日以降及び無連絡不参加	手続き料金（申込金） ＋旅行費用の100%

注)上記規定の該当日が当社休業日にあたる場合は、その直前の営業日が該当日となります。なお、営業時間以降の取消は翌営業日の届出とみなします。受入開始当日以降、研修期間の短縮や取消は、原則として戻戻しを一切いたしません。しかし特別な事情により、研修先からの返金が得られた場合には、研修機関からの返金が確認された後、正式申込日の当社社内レートにて換算し、日本円で返金いたします。返金に伴う手数料(振込手数料・送金手数料)はお申込者の負担となります。

- 当社の責に帰すべき理由により旅行サービスの手配が不可能になった時は、お客様は旅行契約を解除することができます。このときは、当社は、お客様がすでに受けた旅行サービスの対価として旅行サービス提供機関に支払う費用を差し引いて払い戻しいたします。

B)当社からの解除

- 当社は下記の場合において契約を解除させていただきます。このときは、お客様に次の料金をお支払いいただきます。
 - お客様がすでに受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けていない旅行サービスにかかわる取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用（すでに航空券を発売している場合の払戻手数料を含みます。）
 - 手続き料金（申込金）
 - お客様が当社に規定する期日までに旅行代金を支払われないとき
 - お客様が虚偽の申告をしたとき
 - 病気その他の事由によりお客様がプログラムを続行できないと判断したとき
 - お客様又はその関係者が、他のお客様に迷惑を及ぼし、若しくはプログラムの円滑な運営を妨げたとき又はその可能性が極めて高いとき
 - 天災地変、戦乱又は暴動、運輸機関等の事故又は争議行為、官公庁の命令その他事業者の責に帰さない事由により、プログラムの実施が不可能になり、又は不可能になる可能性が極めて高いと判断したとき
 - お客様が定められた期日までにプログラムへの参加に必要な書類を送付しなかったとき
 - お客様が長期にわたり連絡不能又は所在不明となったとき
 - お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行ったとき

- お客様が旅行代金をお支払い済みで払い戻しがある場合は、日本円で返金いたしますが返金に伴う振込手数料・送料などはお客様のご負担となります。返金は、正式申込日に旅行代金を算出した当社レートにて清算し、旅行サービス提供機関からの返金確認日の翌月末払いとなります。返金に伴う手数料(振込手数料・送金手数料)はお申込者の負担となります。

2.旅行開始後

旅行開始後のお客様のご都合による期間短縮、取消はいかなる理由による場合でも権利放棄とみなし払い戻しは一切致しません。但し、当社に学校や滞在先などの取消規定による返金がある場合は、手数料を差し引き返金いたします。返金額は正式申込日の当社所定レートにて換算し、日本円で返金いたします。その際の送金手数料は申込者負担となります。お申込者にお支払いいただいた金額に関係なく、学校よりあった返金分から手数料を差し引いた金額を返金いたします。

●免責事項●

次のような場合には責任を負いません。

- お客様のご希望のコースが定員に達しているとき及び滞施設での制限事由により入学が許可されないとき。
- お客様の日本ででの学校成績が研修機関側の求めレベルに達していない為に入学が許可されないとき。
- 通信事情または運営機関側の事情により、入学許可証等の入学関係書類が期日までに届かず、出発できなかった場合。
- お客様の都合により、提出書類が期日までにそろわなかったとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、宿泊・運送機関ならびに研修機関等における争議行為、自由行動中の事故、盗難、陸海空における不慮の事故、その他不可抗力の事由により生じた損害。
- お客様の個人的な事由により旅券、査証が取得できなかったり、入国が拒否された場合。
- 渡航後はお客様個人の責任において行動していただきます。お客様の故意、過失、受入国の法令・公序良俗もしくは受入校・滞在先の公序良俗などに違反し他行為により生じた責任・損害等は全てお客様個人の責任となります。よって、現地での学校生活、個人生活、及びその滞在先の事故などについては当社は一切の責任を負うものではありません。また、それらの行為により当社が損害を受けた場合は、当社はおお客様からの損害の賠償を申し受けます。

●その他●

- 当社はいかなる場合も研修の再実施はしません。
- 契約はご参加条件とご旅行条件（手配旅行の部）及び当社手配旅行契約約款によりします。

個人情報について

- 当社は研修申込みの際に提出された個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレスなど）は、参加者との連絡に利用させていただく他、申込みいただいた研修における現地受入機関・運送・宿泊等のサービス手配のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。この他では研修参加後のご意見や感想の提供のお願い、アンケートのお願い、統計資料の作成などに、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- 個人情報の共同利用
当社は、当社のグループ企業(注)において、個人情報を共同して利用いたします。
(注)当社グループ企業の詳細につきましては、下記b.をご覧ください。
 - 共同利用する個人情報の項目
本人氏名、保護者氏名、住所、電話番号、ファックス番号、メールアドレス、生年月日、性別、在学、志望校、申込情報、成績情報等
 - 共同利用する者の範囲
当社グループ企業(Z会グループ企業、栄光グループ企業および関連企業)
 - 共同利用について責任を有する者の氏名又は名称
株式会社栄光
 - 取得方法
Web・郵送・対面等により、本人から直接書面によって取得電話等で、本人から直接書面によらない取得
また、次のHPに共同利用している当社グループ企業を掲載しております。
http://www.zkai.co.jp/home/info/policy_group.html